## <u>案件番号:第 - 号(※IT-ADRセンター記入事項)</u>

案 件 名:

## 問診票(申立予定者用)

	項目	回 答
	申立予定者	駿台商○株式会社
		代表取締役 鈴〇一郎
		担当 山〇花子(システム部次長)
		〒123-001X
		東京都〇〇区〇〇町1-2-3 〇〇ビル1F
関		TEL 03-XXXX-XXXX
		FAX 03-XXXX-XXXX
係		メール h_yama@〇〇. jp
		■ 発注者 □ 受注者 □ その他( )
者	申立予定者代理人	駿○総合法律事務所
		弁護士 山本〇郎
		〒123-020X
		東京都○○区○○町4-5-6 ○○ビル5F
		TEL 03-ZZZZ-ZZZZ
		FAX 03-ZZZZ-ZZZZ
		メール yama2000.jp
	被申立人	株式会社中〇システムズ
		代表取締役 高〇三郎
		₹123-300X
		東京都〇〇区〇〇町7-8-9 〇〇ビル9F
		TEL 03-YYYY-ZZZZ
		FAX 03-YYYY-ZZZZ
		メール 不明
		□ 発注者 ■ 受注者 □ その他(
	対象システム	C社の総合業務パッケージ・システム「POWER BUSINEZSSSS」(カ
		スタマイズ)
		見積管理,契約管理,受注管理,発注管理,在庫管理,請求管理,
契		入金管理
約	作業範囲	カスタマイズ設計、カスタマイズ実施、移行・導入

条	(フェーズ)	
件	契約期間	2008年3月1日 ~ 2008年9月30日
	稼働予定日	2008年9月30日
	開発代金	85,000,000円(税抜)(パッケージ代込み)
	契約種類	■ 請負 □ 委任 □ その他(
現	現在のプロジェク	カスタマイズ自体は設計を終え、構築も6割程度まで進んでおり、
在	トの状況	データ移行作業にも並行して着手がされた状況。トラブル発生後、
の		プロジェクトは中断している。
状	現在のシステムの	開発機にパッケージが導入されているが、カスタマイズ中であり、
況	状況	当然動作はしない。
	ADRの種類	■ 調停 □ 仲裁 □ 合意ができれば仲裁
	仲裁合意の有無	□有り  ■無し
	申立の趣旨	1.
		2.
申	求めたい事項	□ 代金の支払を求める
		□ 支払済の代金の返還を求める
立		■ 損害賠償の支払を求める
		■ 委託作業の続行を求める
内		□ 瑕疵の修補を求める
		□ 契約額の変更を求める
容		□ 履行期の変更を求める
		□ その他契約条件の変更を求める
		■ 契約範囲の確定を求める
		□ その他
	上記の詳細・説明	データ移行作業の過程で、現行データから移行可能なデータ構造と本
		システムで想定しているデータ構造に不整合があり、そのままでは動作
		させられないことが判明した。データ構造を見直すことは、これに必要
		な原始情報が残っていないため現実的でないので、現行のデータ構造に
		対応できるよう、カスタマイズを追加するしかない。ところが、中国シ
		ステムズは、そのようなカスタマイズは契約の範囲外であるから、40
		00万円の追加代金がかかると言っている。しかし、当社は、契約締結
		前に、現行データに関する資料は提示しているから、そのデータで動作
		させられるようにするのは契約で予定されたカスタマイズである。
		A社は、契約の履行としてカスタマイズをすべきである。もし、カス
		タマイズしないというなら、契約を解除して、無駄になった人件費相当
		額3500万円を損害賠償請求する。なお、カスタマイズ対応するなら、
		当初稼働予定の9月にはこだわらないが、年末までには稼働させたい。